



- I. 英国と EEA 加盟国間のデータ移転についてのアップデート
- II. ドイツにおけるリース業規制について①
- III. EU 域外国の補助金に対する規制案①
- IV. EU 域外国の補助金に対する規制案②

2020年
7月28日号

I. 英国と EEA 加盟国間のデータ移転についてのアップデート

執筆者: 石川 智也

1. EEA 加盟国から英国への個人データの移転

Brexit の移行期間終了後、EEA 加盟国(EU 加盟国、リヒテンシュタイン、アイスランド及びノルウェー)から英国への個人データの移転は、充分性認定のない第三国への移転に該当する。そのため、標準契約条項(SCC)の締結、拘束的企業準則(BCR)の枠組み、行動準則(Code of Conduct)及び認証(Certification)、並びに限定列举された例外事由(Derogation)の何れかを根拠としなければ、EEA 加盟国から英国への個人データの移転は認められない。

この点に関し、2020年7月9日、欧州委員会は、2020年末までに(移行期間が終了するまでに)、英国に対する充分性認定を行うための評価を完了するために最大限の努力を尽くす旨を公表した¹。もっとも、**事業者に対しては、充分性認定が行われるか否かにかかわらず、EEA 加盟国から英国への個人データの移転のための適切な保護措置を講じるよう推奨していることに注意が必要である**。また、欧州司法裁判所が2020年7月16日に下した Schrems II 判決²において、政府が監視を行うことができることを理由に EU から米国への個人データの移転を認める枠組みである Privacy Shield(充分性認定の枠組みの1つ)が無効と判断されたことを踏まえ、英国の充分性認定もこれまでよりハードルが高くなったとの指摘も見られる。実務的には、EEA 加盟国に所在する拠点を輸出国、英国に所在する拠点を輸入国とする SCC 締結の準備を進めている企業が少なくなく、上記 Schrems II 判決を受けてこの傾向はますます強まるものと思われる。

2. 英国から EEA 加盟国への個人データの移転

英国から EEA 加盟国への個人データの移転も、英国法の下で同様の問題があったが、英国は、移行期間の終了の日を以て

¹ [European Commission, Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions – Getting ready for changes Communication on readiness at the end of the transition period between the European Union and the United Kingdom](#), 24 (Jul. 9, 2020).

² [Case C-311/18, Data Protection Commissioner v Facebook Ireland & Maximilian Schrems, ECLI:EU:C:2020:559](#).

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

EEA 加盟国に対して十分性認定を付与する内容の立法を行っているため、英国から EEA 加盟国への個人データの移転については、SCC の締結は必要ないと考えられる。

3. 日本と英国との間の個人データの移転

日本と英国との間の個人データの移転は、移行期間の前後で何ら変更はない見通しである。英国側は、移行期間の終了の日を以て日本に対して十分性認定を付与する内容の立法を行っている。また、日本側は、個人情報保護法 24 条の国外移転規制の対象となる外国から「英国」を除いているし、英国から日本に十分性認定に基づいて移転された個人データに対して十分性認定補完的ルールが及ぶようになっている。



いしかわ のりや
石川 智也

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
n.ishikawa@jurists.co.jp

2006年弁護士登録。2005年東京大学法学部卒業、2015年バージニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2016年ミュンヘン知的財産法センター卒業(LL.M.)、Noerr法律事務所ミュンヘンオフィスに出向、2017年ニューヨーク州弁護士登録。GDPR、CCPA、タイの個人情報保護法を初めとするグローバルでの個人情報保護法制・データ規制へのコンプライアンス対応について多くの日本企業にアドバイスを提供しており、関連する講演・執筆記事も多数。日本経済新聞社による「2019年に活躍した弁護士ランキング」の「データ関連分野」で、総合ランキング1位(企業票+弁護士票)。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。2020年にドイツのフランクフルト・デュッセルドルフに開設予定の西村あさひ法律事務所欧州拠点の代表に就任予定。

Ⅱ. ドイツにおけるリース業規制について①

執筆者: 杉山 泰成、所 悠人

本年 1 月 31 日、イギリスによる欧州連合(以下単に「EU」といいます。)からの離脱の効力が発生し、イギリスは正式に EU を離脱しました。これを受けて、EU に拠点や関連会社を有する国内金融機関も種々の対応を講じているように見受けられますが、国内リース会社においても、EU 内の拠点の再編成や、EU において提供するサービスの見直し等が進められています。

日本法においては、リース業自体は規制業種とはされておらず、特段の許認可は不要ですが、リース会社が業務範囲の一つとして貸金業務を行う場合には貸金業者の登録が、投資運用・助言業務も行う場合には金融商品取引業者の登録が必要とされ、また、リース会社が銀行の子法人等又は関連法人等に該当する場合には銀行法に基づく業務範囲規制を受けるなど、リース会社の業務範囲や属する企業集団との関係により、各種の規制を受けることになります。ヨーロッパにおいては、リース業規制は国毎に制度が異なり、日本のようにリース業を規制業種としないイギリス、ファイナンスリースのみを規制対象とするイタリア、購入選択権付リースを規制対象とするフランスなど規制の違いに応じて個々のアプローチが必要となりますが、本稿ではドイツを取り上げ、①ドイツ国外からドイツの顧客向けにクロスボーダーのリースを行う場合、及び②ドイツ現地法人(以下「ドイツ現法」といいます。)を設立してドイツの顧客向けのドイツ国内リースを行う場合に分けて、適用される金融規制について概説します。

※なお、本稿は近時の公表情報などをベースに作成されたものであり、最新の法令の状況・変更を反映していない可能性があります。得る点にご留意ください。

1. 総論

ドイツの銀行法(Kreditwesengesetz)(以下「KWG」といいます。)においては、ドイツ国内で商業上ファイナンスリース業務を行う場合には、ドイツの連邦金融監督当局(Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht)(以下「BaFin」といいます。)のライセンスが必要である旨規定しています。つまりドイツ法においては、①対象取引がファイナンスリースであること、及び②対象取引がドイツ国内で商業上行われること、といった要件を充足する場合にライセンスが必要となります。一方、ファイナンスリースに該当しないオペレーティングリースやレンタルの場合、又はファイナンスリースであってもドイツ国内で商業上行われない場合には、ライセンスは必要ないことになります。従って、ドイツ国内で或いはドイツの顧客に対してリース取引を行おうとする場合には、上記①、②の

要件を充足する取引であるかを検討することが必要になります。

① ファイナンスリースの概念

KWG においてはファイナンスリースの詳細な定義は設けておらず、金融的機能が当該リース契約の主たる機能である場合には、ファイナンスリースに該当すると解しています。そして、BaFin は監督上、主に(1)レシーが投資リスク(リース物件のリスク)を負担しているか、及び(2)ファイナンスリース業務に典型的な条項を当該リース契約が含んでいるか、といった2つの基準を適用しているようです。

レシーによる投資リスクの負担については、リース期間中及びリース終了時に支払われるリース料によってリース物件の取得価格が償還されるかによって判定されます。従って、リース料総額ではリース物件の取得価格に満たない場合やレシーに(リース料残額の支払義務を負わせない)中途解約権を認めるような場合には、当該リース契約はファイナンスリース契約には該当しないことになります。このアプローチは、日本のファイナンスリース認定に関するフルペイアウト+中途解約禁止の概念に近接性を有しています³。

また典型的なファイナンスリース契約の条項としては、リース物件の瑕疵についてレシーが責任を負わず、レシーは製造業者に対して直接責任を追及すること、リース物件の価格変動、毀損・滅失に関するリスクをレシーが負担することなどが挙げられ、これらは日本におけるファイナンスリース契約の一般的実務にも整合しています。

② ドイツ国内での業務であること(Domestic Connection)

BaFin は当該リース業務がドイツ国内で行われているか否かについては、(1)対象業者がドイツ国内に物理的存在を有しているか、(2)実質的な業務運営がドイツ国内で執行されているか、及び(3)ドイツ居住者であるレシーに向けたマーケティング活動が行われているかによって評価しています。(1)の基準は比較的明確であり、ドイツ国内に現地法人や支店を開設すれば物理的存在を有していると認定されます。また(2)の基準については、リース物件がドイツ国内に所在している場合には、ドイツ国内で実質的な業務運営が行われると判断される可能性があるようです⁴。

そして、(3)の基準について実務上よく問題になるのが、reverse consultation principle です。これは、ドイツ国民は自発的にサービス業者に接触する権利を有するという観点から、ドイツの顧客から自発的にアプローチを受けたドイツ国外のリース会社は、ドイツのライセンス要件には服しないという法理になります。この法理の適用については、(a)リース会社のマーケティングの方法、(b)リース会社と顧客との間の当該リース取引の経緯、(c)リース会社と顧客との間の既存の取引実績の有無、(d)リース会社のドイツ国内顧客に向けた一般的な取引実績などが総合的に斟酌されるものと考えられますが、この法理の適用をどの範囲で認めるか、或いはこの法理の適用をサポートするためにどのようなドキュメンテーションを行うかについては、ドイツの法律事務所毎に対応に差が見られるため留意が必要です。

³ なお、ドイツにおいても税務・会計の観点から当該取引がファイナンスリースとオペレーティングリースのどちらに該当するかは問題となり得ます。ライセンス要件との関係で KWG に規定されるファイナンスリースと税務・会計上のファイナンスリースとは、厳密には別概念ですが、法律上のファイナンスリース該当性の認定要素の一つとして、税務・会計上の分類にも影響を与える、すなわち、税務・会計上ファイナンスリースと分類されている取引を法律上はオペレーティングリースとしてライセンス不要と整理するのは難しい場合が多いと解されます。

⁴ 但し、(3)の基準において reverse consultation principles の議論がなされ、Domestic Connection を否定する見解もあることに鑑みると、リース物件がドイツに所在することのみをもって、Domestic Connection が肯定されることにはならないと解されます(但し、認定要素の一つとしては考慮されることとなります)。

すぎやま やすなり
杉山 泰成

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士

y_sugiyama@jurists.co.jp

1994年早稲田大学政治経済学部政治学科卒業、司法修習修了後(第48期)、1996年4月西村総合法律事務所(現西村あさひ法律事務所)入所。2001年コロンビア大学ロースクール(LL.M.)卒業後、ニューヨークのLatham & Watkins(2001年8月～2002年7月)およびロンドンのNorton Rose(2002年8月～2003年2月)での海外研修を経て、現在西村あさひ法律事務所パートナー。主な業務分野は、工場設備・航空機・船舶等のアセットファイナンス、トレードファイナンス、不動産・債権の流動化及び証券化、アグリ・フードビジネス及び資産への投融資、金融機関の海外進出支援。

ところ ゆうと
所 悠人

西村あさひ法律事務所 弁護士

y_tokoro@jurists.co.jp

2017年弁護士登録。2014年早稲田大学法学部卒業、2016年早稲田大学法科大学院修了。不動産ファイナンスやリース等の動産ファイナンスを中心に、再生可能エネルギー案件、買収ファイナンス、金融機関の海外進出支援等も担当。

Ⅲ. EU 域外国の補助金に対する規制案①

執筆者：平家 正博、角田 龍哉、小川 慶

EU 域外国の補助金に対する規制案①

1. はじめに

2020年6月17日、EUは、EU市場の公正な競争条件を確保するための外国補助金に対する規制案をまとめた白書(以下「本件白書」という。)を公表した⁵。本件白書は、EUが2020年3月10日に公表した欧州新産業戦略の中で、2020年半ばまでに取りまとめとされていたものである⁶。EUは、2020年9月23日までパブリックコンサルテーションを受け付け、2021年中の法案化を予定する。

EUは、新しい規制を導入する背景として、外国補助金が域内市場に悪影響を及ぼす事例が増加する中、EU加盟国の補助金のみを規制対象とするEU国家援助規制(State Aid規制)や、物品の輸入のみを規制対象とする貿易救済措置等の既存の規制で対処できていない事態が生じており、このような規制の隙間を埋める必要性を指摘する⁷。具体的に、本件白書は、①外国補助金の域内市場への歪曲効果を審査する一般的な規制(以下「規制案1」という。)、②EU企業の買収時における届出を定めた規制(以下「規制案2」という。)、及び③公共調達への入札時における届出を定めた規制(以下「規制案3」という。また、規制案1乃至3を総称して「本件規制案」という。)の導入を提案する。以下では、本件規制案について概説する。

2. 本件規制案の概要

(1) 規律対象となる「外国補助金」

本件規制案は外国補助金を対象とするところ、外国補助金とは、「EU加盟国以外の政府又は公的機関による資金的貢献のう

⁵ European Commission “WHITE PAPER on levelling the playing field as regards foreign subsidies” (17 June 2020) <https://ec.europa.eu/competition/international/overview/foreign_subsidies_white_paper.pdf>

⁶ European Commission “A New Industrial Strategy for Europe” (10 March 2020) <https://ec.europa.eu/info/sites/info/files/communication-eu-industrial-strategy-march-2020_en.pdf>

⁷ European Commission “Commission adopts White Paper on foreign subsidies in the Single Market” (17 June 2020) <https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/IP_20_1070>

ち、受領者に利益を付与するとともに、法令上若しくは事実上、特定の企業・産業又は特定の企業・産業の集団を対象とするもの」と定義されている⁸。当該定義は、基本的には、WTO 補助金協定の補助金の定義(①資金的貢献、②利益性、③特定性)を踏襲するものであり、当該定義の適用に当たっては、WTO 紛争解決手続を通じて蓄積された WTO 補助金協定の解釈事例が参考になると考えられる⁹。

以下では、WTO 補助金協定の解釈も参考に、ある支援が、外国補助金に該当するか判断する上でのポイントを解説する。

ア 交付主体

まず、「外国補助金」の交付主体として、EU 加盟国以外の政府及び公的機関(以下「政府等」という。)が想定されている。このうち、「公的機関」(public body)について、本件白書の定義は置いていないが、同様の概念を用いる WTO 補助金協定と同様に解される場合、政府権限を保有・行使する機関が対象となる。ある機関が、政府権限を保有・行使するかは、事例毎の判断となるが、政府が最大出資者である機関や、公共政策的な性格を有する事業を実施する機関は、「公的機関」に該当する可能性がある。また、本件白書は、(政府等に該当しない)民間機関であっても、資金的貢献の提供が、政府等の指示委託に基づき行われる場合、規制対象に含まれるとする。したがって、民間機関であっても、政府等による要請に基づいて行われる資金的貢献は、規制対象に含まれる可能性がある点は注意を要する。

イ 資金的貢献

次に、政府等による金融支援が、「資金的貢献」(financial contribution)に当たる必要がある。本件白書は、「資金的貢献」の具体例として以下のような態様を挙げるが、その範囲は広範であり、政府等による金融支援は、幅広く「資金的貢献」に該当する可能性が高い。

- ・ 資金又は債務の移転を伴う措置(出資、贈与、貸付、債務保証、奨励金、相殺、補償、債権放棄、支払期限の延長)
- ・ 公的収入の放棄又は未徴収(例えば、税制優遇や税額控除等の財政による奨励)
- ・ 物品・役務の提供又は購入

ウ 利益性

本件白書では、利益性の有無を判断する基準を明示されていないが、WTO 補助金協定は、問題とされた資金的貢献と同様の金融支援を、市場で調達する場合の条件(いわゆる市場ベンチマーク)と比較して、より有利な条件で調達したかを問題としており、本件規制案でも、同様の基準が適用されると考えられる。

エ 特定性

最後に、外国補助金に該当するためには、資金的貢献が、法令上若しくは事実上、特定の企業・産業又は特定の企業・産業の集団を対象とするものである必要がある。WTO 補助金協定は、この特定性の要件を、広く社会一般に利益を与える政府の公共サービスを除外する要件として、広く認める傾向にある。本件規律案との関係でも、同様の解釈が取られれば、資金的貢献に特定性がないとして、規律から逃れるのは容易ではないと考えられる。

なお、本件白書は、本件規制案は EU 域内市場を歪曲する外国補助金の規律を目的とするため、本件規制案が問題とするのは、上記外国補助金の定義に該当する金融支援のうち、①EU 域内で設立された事業者に直接付与される外国補助金、②EU 域外で設立された事業者に付与され、域内で設立された関係事業者により使用される外国補助金、又は③EU 域外で設立された事

⁸ 本件白書の Annex I: Definition of Foreign Subsidy 参照。

⁹ 本件白書は、外国補助金の定義は、EU の補助金相殺関税制度(EU Anti-subsidy Regulation)及び航空輸送業界の競争に関する規制(EU Regulation on safeguarding competition in the air transport sector)に依拠しており、これら規制は WTO 補助金協定に依拠していると説明する。なお、WTO 補助金協定の概要については、2020 年版不公正貿易報告書(経済産業省)の第 II 部第 7 章 <https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2020/pdf/2020_02_07.pdf>も参照。

業者に付与され、EU 企業の買収や公共調達手続において使用される外国補助金であるとする。

(2) 外国補助金の域内市場への歪曲効果を審査する一般的な規制(規制案 1)

本件白書は、規制案 1 として、外国補助金の EU 域内市場への歪曲効果を審査する一般的な規制を提案する。規制案 1 は、外国補助金が EU 域内市場を歪曲するいかなる態様も対象とし、規制案 2 が対象とする企業買収や、規制案 3 が対象とする調達も対象に含まれる。

本件白書によれば、規制案 1 については、以下のような審査手続が想定されている¹⁰。

- ・ 審査手続は、第 1 段階の予備審査と、より詳細に審査を行う第 2 段階の詳細審査により構成される。規制当局(欧州委員会及び各加盟国)は、加盟国又は市場参加者等から情報を入手した上で、予備審査を開始することが想定されている。仮に予備審査にて市場歪曲の懸念がないことが確認された場合には調査は終了するが、当該懸念が解消されない場合には、詳細審査に移行する。
- ・ 仮に、詳細審査にて、外国補助金による市場歪曲(又はそのおそれ)が認められる場合でも、EU が追求する政策目的(雇用創出、環境保護、デジタル・トランスフォーメーション、安全保障等)との比較を行い、是正措置をとるべきか最終的に判断する。
- ・ 上記審査の結果、対応が必要とされた場合、規制当局は、是正措置を講じる。是正措置の具体例として、一部資産の売却、供給能力の削減、投資・買収の禁止、第三者へのアクセス権付与、FRAND 条項¹¹の適用、行動規制、研究開発結果の公表、補助金の返還等が挙げられている。
- ・ なお、上記審査を実施するために必要な情報を提供しない事業者には、罰金を課したり、貿易救済措置で用いられているファクト・アベイラブル¹²の適用が提案されている。

また、上記審査では、外国補助金の存在及び当該補助金が EU 域内市場を歪曲しているかが検討される。このうち、外国補助金による市場歪曲については、実際に歪曲された場合だけでなく、市場歪曲のおそれがある場合も問題とされ、当該検討を行う上で、以下のような基準を用いることが提案されている¹³。

- ・ 市場歪曲を生じさせる可能性の高い類型の外国補助金と、それ以外の類型の外国補助金を区別する。
- ・ 前者の例としては、輸出補助金、破綻企業への補助金、限定のない保証、営業補助金(減税の形態)、買収支援のための補助金等が例示されている。但し、当該類型に該当する場合、市場歪曲が推認されるのか否かについては言及がない。
- ・ 上記以外の類型の補助金については、市場歪曲が生じているか(又はそのおそれがあるか)を個別に検討するが、外国補助金の透明性の欠如(情報入手の困難性)や、市場歪曲を分析することの複雑性に鑑み、一定の指標(補助金の規模、受益者・市場の状況等)を用いることが提案されている。但し、当該指標との関係で、一定の事情が認められれば市場歪曲が推認されるのか等、当該指標がどのような役割を果たすのか、現時点では明らかでない。
- ・ なお、外国補助金が一定の金額規模を超えない場合(連続する 3 年間の補助金額が EUR 200,000 以下等)、歪曲効果を生

¹⁰ 本件白書 17-20 頁。

¹¹ Fair, reasonable and non-discriminatory(公正で、合理的で、かつ非差別的な)取引条件の略称である。

¹² ファクト・アベイラブルとは、当事者が調査に協力しない場合、当該当事者との関係で、調査当局が知ることができた事実(Facts Available)に基づいて認定を行うことを認める手法。当該手法は、調査当局が不足する情報を補完するために、入手済みの情報から、当該不足する情報の内容を推測することを可能とする制度であり、調査当局が入手済みの情報次第では、調査に協力しない当事者にとり、不利な事実認定がなされる可能性がある。

¹³ 本件白書 15-17 頁。

じさせないとみなす de minimis 基準が提案されている。

上記のとおり、規制案 1 は、規制案 2 及び規制案 3 を包含する包括的な制度であり、外国補助金によるいかなる形態での市場歪曲に対しても対処できるよう制度設計を行うことが予定されている。

(3) EU 企業の買収時における届出を定めた規制(規制案 2)

本件白書は、EU 企業の買収を目的とする外国補助金に対処するため、規制案 2 として、EU 企業の買収時における届出を定めた規制を提案する。規制案 2 では、買収に直接紐付く形で交付される外国補助金だけでなく、買収者の財務を強化することで、事実上又は間接的に企業買収を支援する外国補助金も規制対象となる。

規制案 2 における事前届出義務の要件や審査手続の詳細については、本ニューズレターの「EU 域外国の補助金に対する規制案②」を参照されたいが、規制案 2 の概要は、以下のとおりである¹⁴。

- ・ 規制案 2 では、一定の条件を満たす EU 企業の取得(acquisition)について、政府等から受領した金融支援(資金的貢献の要件に該当するもの)を記載した事前届出を義務付け¹⁵、審査期間中は、取得を完了することが禁止される。
- ・ 審査手続は、規制案 1 同様、予備審査と詳細審査の 2 段階で行われることが想定されており、詳細審査の終了時に、外国補助金が EU 域内市場を歪曲していると認められる場合、問題解消措置の履行を条件に取得を認めたり、取得を禁止することが想定されている。
- ・ 上記の審査において、買収に直接紐付く形で交付される外国補助金は、通常、EU 域内市場を歪曲すると考えられる。また、それ以外の外国補助金については、EU 域内市場を歪曲するか個別に検討がなされるが、規制案 1 と同様に、一定の指標(補助金の規模、受益者・市場の状況等)を用いることが提案されている。

上記のとおり、規制案 2 は、外国補助金による市場歪曲のうち、EU 企業の買収に焦点を当てるものであり、政府等から金融支援について事前の届出義務を課すことで、国家支援を受けて行われる組織的な企業買収を制限することを目指している。

(4) 公共調達への入札時における届出を定めた規制(規制案 3)

本件白書は、公共調達に係る現行の法的枠組みでは、外国補助金による市場歪曲に対処できないことから、以下のような内容の、公共調達への入札時における届出を定めた規制を提案する¹⁶。

- ・ 規制案 3 は、市場を歪曲する外国補助金を受領した主体を、公共入札から除外することを目的とする。上記目的を達成するため、公共調達手続に参加する事業者は、一定条件を満たす場合、過去に受領した資金的貢献(現行案は、過去 3 年以内)及び将来受領予定の資金的貢献(現行案は、契約の履行期間中)について、契約主体(相手方)に届け出る必要がある。
- ・ 当該届出を受けた場合、契約主体は、当該届出内容を、各 EU 加盟国の規制当局に報告する。当該規制当局は、公共入札に参加する事業者が、市場を歪曲する外国補助金を受領しているか審査するが、当該審査は、予備審査と詳細審査から成る 2 段階の審査が予定されている。
- ・ 規制当局は、一定の期間内に、上記審査を実施する必要がある(現行案では、予備審査は 15 営業日、詳細審査は 3 ヶ月以内)。また、上記審査中、審査対象の事業者との契約締結は制限される。
- ・ 規制当局が、市場を歪曲する外国補助金を受領していると認定した事業者は、届出がなされた公共調達案件から除外され

¹⁴ 本件白書 22-29 頁。

¹⁵ この事前に届出をした内容は、一定の範囲で公表される可能性があるとされている。

¹⁶ 本件白書 30-35 頁。

る。また、事実関係次第では、将来の公共調達手続への参加資格を制限することも検討されている。

3. 日本企業への示唆

上記のとおり、本件白書は、外国補助金による市場歪曲に対処するため、本件規制案の導入を提案するが、本件規制案は、特に、補助金規律が存在しなかったサービス・投資の分野において、大きな影響を与える可能性がある¹⁷。以下では、本件規制案が有する可能性のある影響について触れる。

(1) 市場歪曲の定義や認定方法が不明確

本件規制案が適用される中で、最も問題となると考えられるのが、市場歪曲をどのように定義し、どのような方法で認定を行うかという点にある。物品に対する補助金が問題となる WTO 補助金協定では、外国補助金により補助を受けた製品の競争力が向上し(価格引き下げ等)、自国産品の価格が引き下げられた又は失注したとの経済事象を市場歪曲と定義した上で、当該経済事象が認められるかを巡って、膨大な証拠や高度な経済分析を用いた議論が行われている。これに対して、本件規制案では、市場歪曲をどのように定義し、どのような方法で認定を行う予定か、現時点では、必ずしも明らかでない。その制度設計次第では、調査対象となったり協力を求められる企業に、相当程度の労力を求められる可能性があり、今後、どのように制度が構築されるのか注視していく必要がある。

(2) 届出対象が広範に及ぶ可能性

また、仮に市場歪曲が認定されない場合であっても、規制案 2 及び規制案 3 では、一定の条件を満たす場合、届出義務が課されることが予定されており、当該届出義務を満たすために、相当程度の準備・対応が必要となる点にも注意が必要である。この観点から特に注意にすべき点として、①届出義務の対象は外国補助金ではなく資金的貢献であること、②届出を行うべき資金的貢献の受領主体が拡大する可能性があることが挙げられる。

ア 届出対象が「資金的貢献」であること

このうち①について、規制案 2 及び規制案 3 は、政府等から外国補助金を受領した場合ではなく、資金的貢献を受けた場合に届出義務を課している。その意味するところは、政府等から受けた金融支援は、利益性の要件を満たさないと整理して届出義務を免れることができないことを意味する(上述のとおり、外国補助金は、①資金的貢献、②利益性、③特定性の要件を満たす必要がある。)

WTO 補助金協定の文脈では、多くの資金的貢献は、利益性の要件を満たさず、補助金に該当しないと整理・主張することで、事実上、規律対象から除外されてきた。当該経緯に加えて、上述のとおり、資金的貢献の概念がカバーする範囲は相当広範であることを踏まえると、届出義務の対象は相当広範に及ぶ可能性があり、情報収集においても、相当の労力が必要になることが予測される。

イ 届出を行うべき資金的貢献の受領主体が拡大する可能性

また②について、規制案 3 は、届出対象となる資金的貢献として、コンソーシアムメンバー、下請け、供給者が受領した資金的貢献も挙げる。したがって、自社だけではなく、公共調達入札に関連する他者の情報も収集する必要があるが、上記で述べた資金的貢献の概念の広範性を踏まえると、その情報収集は、必ずしも容易でない可能性がある。

また、規制案 2 について、本件白書は、対象を、取得会社が受領した外国補助金と記載している。他方、WTO 補助金協定の文脈では、補助金の効果が、関連会社間で移転する(パス・スルー)との議論も行われており、今後、規制案 2 の制度が具体化する中で、問題とする外国補助金の受領主体を、取得会社単独でなく、グループ単位で見ると、その範囲が拡大される可能性も完全には否定できない。

¹⁷ 実際、本件白書は、外国補助金に対抗するため物品に関税を課すことを認める補助金相殺関税制度があることを理由に、規制案 1 の適用対象から、物品及び農産品に関する外国補助金を除外する(本件白書の脚注 24 及び 25 参照。)

(3) 補助金規律が今後も拡大する可能性

さらに、本件規制案については、それ単独として理解するだけでなく、ここ数年活発化している、国家支援を受けた企業に対する規律強化のグローバルな展開の文脈で理解していくことが重要と考えられる。すなわち、EU レベルで見た場合も、投資規制の強化¹⁸や、中国の補助金に対処するため補助金相殺関税措置のプラクティスを一部変更する試み¹⁹等、国家支援を受けた企業に対処する規制の導入が相次いで行われている。また、グローバルで見た場合も、G7、G20、OECD、WTO 等、多様なフォーラムで補助金規律を強化する必要性が議論されており²⁰、実際、日米欧三極貿易大臣会合では、補助金規律強化の具体的な規律内容も議論されている²¹。本件規制案も、このような一連の流れの中で出てきた提案であり、この動きは、今後、他の分野や他の法域に広がっていく可能性がある。

(4) 本件規制案活用の可能性

上記のとおり、本件規制案は、EU で事業展開する日本企業の負担を増加させる可能性が高いが、他方、本件規制案は、EU 域外国による、市場を歪曲する補助金政策を牽制するためのツールとして捉える見方もありうる²²。本件規制案は、適正な国家援助・支援を確保することを目的にする規制であるが、規制当局のほかに、各企業が積極的に活用してこそ、そのような目的は一層実現化すると考えられる。そのような意味で、本件規制案は、日本企業にとって有利にも不利にも作用しうるものであり、示唆に富むものであるといえる。

以上

¹⁸ 西村あさひ法律事務所ヨーロッパニューズレター 2019 年 2 月号「欧州における外国直接投資規制」
<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/europe_1902.html> 及び同 2020 年 5 月 22 日号「欧州における外国直接投資規制」
<https://www.jurists.co.jp/ja/newsletters/europe_200522.html>参照。

¹⁹ 例えば、2020 年 6 月 15 日付けブルームバーグ記事(“EU Challenges China’s Trade Expansion With Landmark Tariff”)<<https://www.bloomberg.com/news/articles/2020-06-15/europe-challenges-china-s-trade-expansion-with-landmark-tariff>>を参照。

²⁰ 例えば、2020 年版不公正貿易報告書(経済産業省)のコラム(「補助金規律の強化の議論について」)<https://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/wto/3_dispute_settlement/32_wto_rules_and_compliance_report/322_past_columns/2020/2020-4r.pdf>も参照。

²¹ 例えば、2020 年 1 月 14 日、ワシントン DC に開催された第 7 回三極貿易大臣会合では、産業補助金に対する規律を強化するための方策の具体的な内容が合意されている。
<<https://www.meti.go.jp/press/2019/01/20200114007/20200114007-1.pdf>>

²² 本件白書では、例えば、規制案 3 において、第三者が、規制当局に対し、入札に当たり特定の事業者が届出を行うべきであった旨を告知できることが明記されている(本件白書 31-32 頁参照)。また、規制案 1 及び規制案 2 との関係でも、規制当局に情報提供を行うことで、事実上の働きかけを行うことができる可能性がある。

へい け まさひろ
平家 正博西村あさひ法律事務所 弁護士
m_heike@jurists.co.jp

2008年弁護士登録。2015年ニューヨーク大学ロースクール卒業(LL.M.)。2015-2016年ブリュッセルのクリアリー・ゴットリーブ・スティーブ・アンド・ハミルトン法律事務所に出向。2016-2018年 経済産業省 通商機構部国際経済紛争対策室(参事官補佐)に出向。現在は、通商法業務や、日本内外の独占禁止法/競争法全般を手掛ける。

つのだ たつや
角田 龍哉西村あさひ法律事務所 弁護士
t_tsunoda@jurists.co.jp

2014年弁護士登録。日本内外の独占禁止法/競争法全般のほか、IT/デジタル、プラットフォーム規制や、通商法、データ保護法、会社法等を幅広く担当。近時の著作として、「プラットフォーム事業者側の視点 (特集: プラットフォーム規制の現在地)」(ジュリスト1545号)、「ビッグデータと単独行為 (特集: プラットフォームと競争法)」(ジュリスト1508号)等がある。情報法制学会会員、Certified Information Privacy Professional/Europe(CIPP/E)。

おがわ けい
小川 慶西村あさひ法律事務所 弁護士
k_ogawa@jurists.co.jp

2019年弁護士登録。2017年東京大学法学部卒業。企業結合規制への対応等の独占禁止法/競争法業務全般や、国際通商法業務、IT/デジタル分野等に従事する。

IV. EU 域外国の補助金に対する規制案②

- 欧州企業の買収実務に及ぼしうる影響について -

執筆者: 木津 嘉之、中田 マリコ

1. はじめに

本ニューズレター前記 III の「EU 域外国の補助金に対する規制案①」に記載のとおり、2020年6月17日、EU は、外国補助金から EU 市場の公正な競争条件を確保するための規制案をまとめた白書(以下「本件白書」という。)を公表した²³。これは、外国補助金²⁴が EU 市場を歪曲しているとの認識のもとに、そのような市場歪曲を防止して公正な競争条件を確保することを目的とした規制案である。本件白書は、規制案 1、規制案 2、及び規制案 3 という 3 つの新たな規制を提案しており、2021 年中の法案化を目指している。

これらの規制の全体像については、前記「EU 域外国の補助金に対する規制案①」を参照されたい。本ニューズレターでは、特に欧州アウトバウンド M&A への影響が最も大きいと思われる規制案 2 について分析し、その影響について実務的な側面から考察する。

2. 規制案 2 の概要と位置づけ

規制案 2 は、特に外国補助金によって助長された EU 企業の買収が市場を歪曲することに対処するものであり、一般的な規制である規制案 1²⁵を補完する規制と位置づけられている。

規制の概略は次のとおりである。EU 域外国政府から資金的貢献を受けている企業は、EU 企業買収の前に、その旨を監督当局

²³ https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_20_1070。 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/06/cabdb95ecb537654.html> も参照。

²⁴ 定義については後述する。

²⁵ 規制案 1 は EU 域内における外国補助金を利用した経済活動に対する一般的な規制であり、規制案 2 と重畳的に適用される規制である。

²⁶に届け出る義務を負う(事前届出²⁷)。監督当局は当該買収が市場歪曲効果を有するか否かを審査し(事前審査)、審査が終了しない間はクロー징を行うことができない(待機期間)。審査は予備審査と詳細審査の二段階制で、詳細審査が行われない場合については待機期間の短縮制度が設けられる。監督当局は、当該買収が外国補助金を受けて行われていること及び市場歪曲効果を有することを認めた場合、届出企業に是正措置²⁸を命じるか、究極的には当該買収を禁止することもできる。

規制案 2 は、既存の EU 及び EU 加盟国における企業結合規制や外国投資規制と並んで、重畳的に適用されるものである。これは、EU 企業の買収を行おうとする企業から見れば、規制案 2 が立法化された場合、当該企業買収の際に検討すべき法規制がさらに増えることを意味する。

3. 欧州 M&A 実務への影響

(1) 総論

一般的にクロスボーダーM&A では、各国の企業結合規制や外国投資規制を念頭に置く必要があり、届出義務の履行及び当該企業買収の許容性やスケジューリング、審査対応等、検討すべき点は多い。

規制案 2 は、これらの既存の規制とよく似た構造を採っており、欧州企業の M&A において、事前届出の要件、届出実務、スケジューリング、審査対応や制裁のリスク等の様々な点が検討対象になりうる。

以下では、まず本件白書の事前届出の要件について述べた後、それが実務にもたらしうる影響を考察し、スケジューリング、審査対応及び制裁リスクへの対応の順に述べることとする。

(2) 事前届出の要件

規制案 2 は、EU 対象会社の買収を行おうとする企業に対し、一定の要件を満たす場合に事前届出義務を課すものである。事前届出の要件は、規制案 2 の適用範囲としての①「買収」、②「EU 対象会社」、③「潜在的に助成を受ける買収」に加え、一定の④閾値が挙げられる。

ア 「買収」

事前届出の対象となる「買収」は、直接又は間接に、(a)対象会社の支配権²⁹の取得、又は、(b)少なくとも一定割合³⁰の株式又は議決権その他の対象会社に重大な影響力³¹を及ぼすものの取得、と定義されている。

イ 「EU 対象会社」

M&A の対象会社が規制案 2 の規制対象となる「EU 対象会社」にあたるためには、対象会社が EU 域内において設立され、かつ、EU 域内において一定の売上高を有する等の閾値を満たす必要がある。

閾値として、具体的には次のいずれかを満たせば足りる。

²⁶ 欧州委員会が監督当局になることが予定されている。

²⁷ 届出は審査の段階に応じた二段階制である。予備審査の前には簡易届出が義務づけられる。

²⁸ 是正措置は、規制案 1 に関するものが準用されるが、より構造的措置に焦点が当てられやすい。

²⁹ ここにいう支配権(control)の意味について、[Commission Consolidated Jurisdictional Notice under Council Regulation \(EC\) No 139/2004](#) 5 頁を参照。株式の取得のみならず資産の取得(すなわちアセット・ディール)も含むと解されている。

³⁰ 具体的な数値は未定である。

³¹ 重大な影響力(material influence)について、(b)の目的は支配権の存在が認められなくとも対象会社に重大な影響を与える参加権の買収を捕捉することにあるとされる。また、事前届出の要否についての疑義を避けるため material influence は適切に定義される必要があり、法的安定性を獲得しようとする企業が念のために事前届出を行うことが一定数想定されるとしている。

- ・ 将来的に EU 域内で大きな売上高を上げる可能性の高いすべての資産を参照した定性的閾値³²、かつ/又は、取引価額を参照して設定された定量的閾値
- ・ 売上高に基づく定量的閾値(例として、売上高 1 億ユーロ)(他の値や閾値、代替的なアプローチも想定されるとしている)

ウ 「潜在的に助成を受ける買収」

届出の対象となるのは、「EU 対象会社」の「買収」のうち、「潜在的に助成を受ける買収」である。これは、当事者がいずれかの EU 加盟国以外の政府から資金的貢献を受けて行われる EU 対象会社の計画的買収と定義されており、典型的には政府からの補助金を受けて行われる買収がこれにあたる。規制対象となる資金的貢献には期間制限が設けられており、当該届出時点から直近 3 年間に得たもの、又は、当該取引のクロージング後 1 年以内に得るもの(資金的貢献が当該取引後に付与されることが想定される場合。)が対象となる。

ここにいう資金的貢献にどのようなものが含まれるかについては、本件白書の付属書における「外国補助金」の定義の中で述べられているが、注意すべき点として、「外国補助金」を受けている場合に届出義務が課されるのではなく、「資金的貢献」を受けていさえすれば届出義務を負うことが挙げられる。すなわち、「外国補助金」は、「EU 加盟国以外の政府又は公的機関による資金的貢献のうち、受領者に利益を付与するとともに、法令上若しくは事実上、特定の企業・産業又は特定の企業・産業の集団を対象とするもの」と定義されており³³、資金的貢献・利益性・特定性の 3 つの要件を満たすものに限定されるが、規制案 2 はこのうち資金的貢献がありさえすれば届出義務を課すこととしている。

資金的貢献は、典型的には政府からの補助金を指すものであるが、それに限らず様々な形態をとりうるため、例えば次のようなものも含まれる。

- ・ 資金又は債務の移転(出資、贈与、貸付、債務保証、奨励金、相殺、補償、債権放棄、支払期限の延長)
- ・ 公共収入の放棄又は未徴収(税制優遇措置や税額控除等の財政による奨励)
- ・ 物品・役務の提供又は購入

さらに、資金的貢献を付与する主体は政府又は公的機関に限られず、民間機関であっても、政府に通常付与されている機能を委託されているものや、政府から指示を受けているものからの資金的貢献も規制対象に含まれる。

このように、規制案 2 が届出規制の対象としている資金的貢献は、実際にはかなり広範囲に及ぶものである。

エ 閾 値

規制案 2 の適用範囲に該当したとしても、事前届出義務の対象となるためには一定の閾値を満たす必要がある。

本件白書では、閾値として①「EU 対象会社」に係るもの、②「潜在的に助成を受ける買収」に係るもの、の 2 つが想定されている。このうち①「EU 対象会社」に係るものは前記(2)「EU 対象会社」の項で述べたため、ここでは②「潜在的に助成を受ける買収」に係るものについて述べる。

すなわち、「潜在的に助成を受ける買収」に該当したとしても、当該資金的貢献が一定の閾値を超える場合でなければ届出の対象とはならない。例えば、買収側企業が届出前 3 年間に受け取る資金的貢献が、一定額や買収価格の一定割合を超える場合がこれにあたる。

なお、ここでの閾値は欧州委員会が独占的に規制案 2 の適用権限を持つ場合を想定しているところ、各加盟国と権限を共有する場合、あるいは加盟国が独占的に権限を持つ場合は、EU 全体の経済規模に比べて加盟国の経済規模が小さいことを考慮して、より低い閾値が適切になりうるとされている。

(3) 事前届出の要件が実務に与える影響

以上の各要件が M&A 実務に与える影響として、まず、当該案件のスキームが(1)「買収」にあたるかどうかの検討が必要となる点であろう。前述のとおり、「買収」の定義は広く解されるため、一定の投資が何らかの影響力の獲得を含む場合はこれに該当す

³² これは、重要な資産を持つ会社や、売上高は低いが成長又は技術発展の見通しが高く、特に経済的又は戦略的な利益をもたらす可能性のある企業に影響を与える買収を審査するために設けられる。

³³ 「外国補助金」の定義について、詳しくは本ニューズレター前記 III の「EU 域外国の補助金に対する規制案①」も参照されたい。なお、事業者が付与される外国補助金が 3 年間あたり 20 万ユーロの閾値を下回る場合は、域内市場の歪曲をもたらさないものと推定される。

る可能性があることを前提に慎重な検討が必要となる。

次に、対象会社が(2)「EU 対象会社」にあたるかを検討する必要がある。通常、これは対象会社の DD を通じて明らかになることが多いと考えられる。届出³⁴のリスクを負うのは買収側企業であるため、開示された情報及びその範囲の適切性に疑義があるような場合は、売主に対し、当該開示情報に係る表明保証を求めることが考えられる。

(3)「潜在的に助成を受ける買収」について、上述のように「資金的貢献」が単なる政府からの金銭的援助に限られない広い定義を採っており、また、民間機関からの資金的貢献も含まれる場合があることから、買収側企業自らについても過去及び将来受けることとなる資金的貢献の存否及びその詳細について、一定の確認を経る必要がある。とりわけ、(4)閾値に関して、監督権限が加盟国に付与される場合は実務への影響が大きくなる。加盟国ごとの市場をより重視して閾値が下がることとなれば、届出義務の要件により該当しやすくなる³⁵。日本企業においても、公的機関又はファンドからの一定の資金援助を受けた上での海外投資も多く存在するところ、本規制との関係でどのように扱われるのかについては、投資ストラクチャーの観点からも留意が必要となる。

また、当該規制に基づく事前届出に要する期間において、クロージングを実行することができないため、企業結合規制及び外国投資規制に加え、本補助金規制による待機期間の経過又は当局からの承認等が、クロージング実行の前提条件として規定されることになる。

(4) スケジュールリング

規制案 2 では、監督当局のクリアランスが得られていない状態ではクロージングができないとされているため、M&A のスケジュールリングに大きな影響を与える場合がありうる。スケジュールリングにおいて検討すべき事項としては、主に①届出の時期、②待機期間、③待機期間の短縮制度が挙げられる。

ア 届出の時期

届出の時期について、本件白書ではクロージングの前に行う必要があること以外は特に明記されていない。したがって、実務的には、買収契約において実行の前提条件として規定した上で、DD の進行状況や待機期間を考慮して、目標とするクロージング日から逆算して届出を行うことになると考えられる。

イ 待機期間

規制案 2 では、監督当局が事前届出を受理してから一定営業日³⁶の待機期間が設けられる。この待機期間の間に、監督当局は予備審査を行い、買収側企業が得ている資金的貢献が当該買収を助長するような外国補助金にあたる可能性があることを示す十分な証拠が得られた場合には、詳細審査への移行を決定することができる。

監督当局が詳細審査を開始しない場合、当初の待機期間の満了後にクロージングを行うことができる³⁷。これに対し、詳細審査が行われる場合、待機期間は延長³⁸される。

簡易審査と予備審査のいずれも、関係当事者が適時に適切な情報を提出しない場合には待機期間が延長されることがある。

³⁴ 簡易届出に含めるべき買収側企業及び対象会社の情報として以下のものが例示されている。・所有者、ガバナンスその他法的情報・資金調達に関する情報・EU 域内及び全世界における過去 3 年間の売上高・EU 域内及び全世界における事業内容の説明・当該買収の資金調達・買収企業の主な資金調達先・当該買収を目的とする第三国からの資金的貢献・過去 3 年間に於いて第三国から受けた資金的貢献・過去 3 年間に於いて対象会社を買収する見込みのある他の買収会社の情報(対象会社の買収手続の一環として行われた入札を含む)

³⁵ もっとも、本件白書では規制の複雑さや買収側企業の手続的負担を考慮して、監督権限を欧州委員会に独占させる方向の提案をしている。

³⁶ 日数は未定である。

³⁷ ただし、EU 企業結合規制や外国投資規制が適用される場合には、それらの規制に基づく義務には影響を与えないものとされる。

³⁸ 日数は未定である。

ウ 待機期間の短縮制度

監督当局が詳細審査を開始しない場合、買収側企業の正当な要求に基づき、当初の待機期間が短縮され、当該期間の満了を待つことなくクロージングを行うことができる。

詳細審査の対象となるような外国補助金にあたるのが考えにくい場合、この期間短縮制度を活用し、早期にクリアランスを得られるよう検討する余地もあると思われる。

(5) 審査対応及び制裁リスクへの対応

ア 監督当局による届出の公表と利害関係者の意見提出

企業結合審査を例にとると、届出が行われた案件は欧州委員会のホームページ上で公開され、審査の進捗も随時更新される。また、届出が行われた企業結合に反対する利害関係者は、欧州委員会に対して意見を述べる機会が与えられている。場合によっては、企業結合に対する反対運動が生じ、問題解消措置の要否やクリアランスのスケジュールへの影響、ひいては案件の成否そのものが左右されることがある。

規制案 2 では、指定された期間内に当該買収についての意見を述べる機会を与えるため、届出が行われた買収に関する情報の要約はステークホルダーに公表される可能性があると考えられている。したがって、企業結合審査におけるのと同様、EU 域内における競業者による反対運動等が生じる可能性も否定できない。

イ 届出義務違反に対する制裁

届出の手續違反に対しては制裁が設けられている。特に、当該取引が届出をすべきものであったのに届出をしなかった場合、高額な罰金のみならず、当該取引の原状回復義務を課すという強力な抑止力をもつ制裁が予定されている。

取引がある程度進んだ段階で原状回復を行うことは関係当事者にとって大きな負担を伴うものといえる。このようなリスクを最小化するためには、買収を検討する日本企業においては、本届出義務の要件に関し、投資主体及びストラクチャーについての DD を事前にかつ十分に行っておくことや、届出の要否について監督当局との事前相談を行うこと、また、届出義務が不明確な場合においては慎重を期して届出を実施することも検討に値するものと考えられる。

(6) 最後に

以上のように、本規制が欧州アウトバウンド M&A 実務に影響を与える可能性は相当程度存在し、既存の企業結合規制や外国投資規制に加えてさらなる手続的負担が増えることに対する懸念を示す声も少なくない。もともと、当該規制がどの程度の影響を与えるかについては、最終的な立法における詳細(例えば、閾値)を待たなければ明らかにならない部分も多く、引き続き議論の動向や法案に注目する必要があるといえる。

2020年9月23日まで本件白書はパブリックコンサルテーションに付されており、本件白書に対する意見を広く受け付けている。



きず よしゆき
木津 嘉之

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士
<mailto:y.kizu@jurists.co.jp>

2007年弁護士登録。2015年ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン(ロンドン大学)ロースクール卒業(LL.M.)。欧州地域を含む、国内外のM&A案件を中心に、独占禁止法案件を含む企業法務全般に従事。ロンドン留学の後、欧州各主要国(ドイツ、フランスおよびイタリア)の法律事務所および日本企業のM&Aチームにて約3年に亘り出向する中、日本企業およびプライベートエクイティファンドをクライアントとする欧州M&A案件につき、エクゼキューションのみならず、事業戦略策定からPMIに至るまで、数多く関与。欧州全域のM&Aに関する法制および実務プラクティスに詳しく、複数のリーディングファームとのコネクションを通じ、案件の規模に応じ、効率的かつ機動的に案件を手掛ける。

当事務所では、ヨーロッパでの実務に強みを持つ弁護士が、各国のリーディングファームとの友好的なネットワークも活用して、ヨーロッパ全域における、M&A、ファイナンス、紛争解決、労働、GDPRを含むデータプロテクション、IP、消費者保護法制、外国投資その他広範な分野の問題点につき、ワンストップのリーガルサービスを提供しています。



なかた まりこ
中田 マリコ

西村あさひ法律事務所 弁護士

m_nakata@jurists.co.jp

2019年弁護士登録。2016年京都大学法学部卒業、2018年東京大学法科大学院中退。会社法・一般企業法務を中心に、M&A、ヨーロッパ・海外案件、プロボノ活動等、幅広く取り組む。